

## 意見書第20号

### 米国産輸入牛肉の月齢緩和に反対する意見書

内閣府の食品安全委員会プリオン専門調査委員会が9月5日に了承した答申案は、現行の月齢20ヶ月月齢以下から30ヶ月月齢以下への緩和を認める内容になっている。国内産牛についても同様である。

同調査会は、「20ヶ月月齢」の場合と「30ヶ月月齢」の場合のリスクに差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるとしているが、看過することはできない。

特に米国では、検査体制などが、年間数千万頭が食肉加工されているにもかかわらず、検査が行われているのはわずか4万頭であり、わずか0.16%程度である。

現に、今年4月にも米国内でBSE感染牛が見つかっており、米国牛の安全性には疑問がもたれている。米国で出荷される牛肉の9割が、今回の規制緩和で日本に輸入できるようになり、米国にとっては実質的な規制の撤廃になるものである。

そもそも月齢緩和の要望は、国内からは出ておらず、米国産輸入牛肉の月齢を緩和し、輸入を拡大せよというのは、日本のTPP参加の条件として、米国から執拗に求められてきたことである。

米国の圧力に屈して、日本国民の食の安全・安心を脅かすようなことは、絶対にあってはならない。米国産輸入牛肉の月齢緩和及び国内産牛の全頭検査の月齢緩和は行わないよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月17日

愛知県武豊町議会議長 加藤 美奈子

#### 【提出先】

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣